

社会福祉法人 春日市社会福祉協議会

職員給与規程

平成 5年 4月1日制定  
令和7年 3月14日一部改正  
令和8年 3月13日一部改正

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人春日市社会福祉協議会職員就業規則（以下「就業規則」という。）第31条の規定に基づき、職員の給与に関する事項を定めることを目的とする。

(給与)

第2条 この規程による給与は、給料、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、超過勤務手当、期末手当及び勤勉手当とする。

(給与の支給)

第3条 この規程に基づく給与は、現金で直接本人に全額を支払わなければならない。ただし、職員からの申し出があった場合は、口座振替の方法によることができる。

(給料)

第4条 職員の給料は、職務の複雑、困難及び責任の度に基づき、別表第1による職員の区分に応じた給料表に定める額を支給する。

2 職員の給料表の適用範囲及び職務の級の基準となるべき標準的な職務の内容は、別表第2に定める給料表級別職務分類表による。

3 職員が60歳に達した日以後における最初の4月1日（以下「特定日」という。）以後の給料月額を、職員の区分に応じた給料表の額に100分の70を乗じて得た額（50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。

4 職員就業規則第37条第2項の規定により降任等をされた職員のうち、特定日の給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）がその前日に受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員には、給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

5 再雇用職員に関する給料は、別表第1による職員の区分に応じた給料表に定める額を支給する。

(初任給)

第5条 職員の初任給は、別表第3に定める給料表初任給基準表により決定する。

2 新たに職員となった者で経験年数の換算を要する者については、換算期間により加えられた号給を基準とし、他の職員との均衡を考慮し初任給を決定する。

3 初任給基準表における学歴免許等区分の適用及び経験年数換算の基準については春日市の例による。

(昇給、昇格等の基準)

第6条 職員の昇給は、毎年1月1日（以下「昇給日」という。）とし、同日前1年間における

その者の勤務成績に応じて、行うものとする。

- 2 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給とすることを標準として、春日市の基準に準じて決定するものとする。
- 3 昇格とは、職員の職務に応じ、その者の属する職務の級を同一給料表の上位の職務の級に決定することをいう。
- 4 職員の昇格については、別表第4に定める給料表級別資格基準表に定めるところによる。
- 5 前項に規定するもののほか、2級以上の職務の級への昇格については、別に会長が決定する。
- 6 職員を昇格させた場合におけるその者の号給数は、その者に適用される給料表の別に応じ、かつ、昇格した日の前日に受けていた号給に対応する別表第5に定める昇格時号給対応表の昇格後の号給欄に定める号給とする。
- 7 職員を降格させた場合におけるその者の号給数は、春日市の例による。
- 8 55歳を超えた職員に関する同条第2項の規定の適用については、同項中「4号給」とあるのは「2号給」とする。
- 9 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。
- 10 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。
- 11 前項までに規定するもののほか、職員の昇給・昇格に関する事項は、春日市の例により会長が別に定める。

(給料の支給)

第7条 給料の計算期間は、月の1日から末日までとする。

- 2 給料の支給日は、毎月21日とし、その日が日曜日、土曜日又は休日(就業規則第22条第1項第2号及び第3号に規定する休日をいう。)に当たるときは、その日前において、その日に最も近い日曜日、土曜日又は休日でない日に支給する。

第8条 新たに職員となった者には、その日から給料を支給し、昇給、降給等により給料額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた給料を支給する。

- 2 職員が退職したときは、その日まで給料を支給する。
- 3 職員が死亡したときは、その月まで給料を支給する。

(管理職手当)

第9条 管理職手当は、管理又は監督の地位にある職員に対して、その職務の特殊性に基づき支給する。

- 2 管理職手当を支給する職員の職は、次表に定める職員の職とし、当該職を占める職員に支給する同手当の月額、給料月額に同表右欄に掲げる支給割合を乗じて得た額とする。

職員の職	支給割合
局長	100分の10
課長・主幹	100分の8

(扶養手当)

第10条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。

2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。

- (1) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
- (2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫
- (3) 60歳以上の父母及び祖父母
- (4) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
- (5) 重度心身障害者

3 扶養手当の月額、前項第1号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき13,000円、第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円とする。

4 扶養親族たる子のうち満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に該当期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

(地域手当)

第11条 地域手当は、給料、扶養手当及び管理職手当の月額合計額に予算の範囲内で一定の割合を乗じて得た額を月額として職員に支給することができる。

(住居手当)

第12条 住居手当は、自ら居住するため住居(貸間を含む。)を借り受け、月額16,000円を超える家賃(使用料を含む。以下同じ。)を支払っている職員に支給する。

2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額(その額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)に相当する額とする。

- (1) 月額27,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から16,000円を控除した額
- (2) 月額27,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から27,000円を控除した額の2分の1(その控除した額の2分の1が17,000円を超えるときは17,000円)を11,000円に加算した額

(通勤手当)

第13条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

- (1) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担することを常例とする職員(住居から通勤場所までの通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。)
- (2) 通勤のため自動車その他の交通の用具(以下「自動車等」という。)を使用することを常例とする職員(住居から勤務場所までの通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。)
- (3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員(住居から勤務場所までの通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。)

2 通勤手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 前項第1号に掲げる職員 細則で定めるところにより算出したその者の1箇月の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下「運賃相当額」という。)(その額が150,000円を超え

るときは、150,000円)

(2) 前項第2号に掲げる職員 自動車等の使用距離の区分に応じて別表第6で定める額

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等及び自動車等の利用状況等により運賃相当額及び前号に定める額の合計額(その額が150,000円を超えるときは、150,000円)

(超過勤務手当)

第14条 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、次条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の125(所定の休日に勤務した場合は100分の135)(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間にある場合はその割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

2 正規の勤務時間を超えて勤務した時間の合計時間が、1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、次条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150(所定の休日に勤務した場合は100分の160)(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間にある場合はその割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

3 前項の規定は第9条に規定する職にある職員には適用しない。

(管理職員特別勤務手当)

第14条の2 第9条に規定する職にある職員が、業務の運営の必要により週休日又は休日等に勤務をした場合は、振替休日による。ただし、振替休日を取ることができない場合は、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、第9条の規定で指定する職を占める職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後10時から翌日の午後5時までの間(週休日又は休日等に含まれる時間を除く。)であって正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 第1項に規定する場合 同項の規定による勤務1回につき、7,000円を超えない範囲内において、次表の職に応じた額(当該勤務に従事する時間を考慮して、勤務に従事した時間が6時間を超える場合の勤務にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額)

(2) 前項に規定する場合 同行の規定による勤務1回につき3,500円を超えない範囲内において、次表の職に応じた額

職員の職	第1項の規定による勤務	第2項の規定による勤務
局長	7,000円/回	3,500円/回
課長・主幹	6,000円/回	3,000円/回

(勤務時間1時間当たりの給与額の算出)

第15条 勤務1時間当たりの給与額は、給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから、当該年度における祝

日法による休日（土曜日に当たる日を除く。）及び12月29日から翌年の1月3日までの日（祝日法による休日、日曜日及び土曜あたる日を除く。）の日数を合計した日数に7時間45分（短時間勤務職員等にあつては7時間45分に算出率を乗じて得た時間）を乗じたものを減じたもので除して得た額とする。

（期末手当）

第16条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条及び附則第1項第3号においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の細則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員についても同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の126.25を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6箇月 100分の100
- (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80
- (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60
- (4) 3箇月未満 100分の30

3 再雇用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の126.25」とあるのは、「100分の71.25」とする

4 前項の期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。附則第1項第3号において同じ。）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

5 給料表に掲げる職務の級が次表に定める職員については、前項に規定する合計額に、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に職務の級の区分に応じて同表に定める割合を乗じて得た額を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。

職務の級	給料表	6級・5級	4級・3級 (3級45号給以上)	3級 (3級1号給~44号給)
割合		100分の12	100分の10	100分の5

（勤勉手当）

第17条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条及び附則第1項第4号においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の細則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員についても同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に100分の106.25を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務期間の区分に応じて、次表に定める割合を乗じて得た額とする。

勤務期間	割合
6箇月	100分の100
5箇月15日以上6箇月未満	100分の95
5箇月以上5箇月15日未満	100分の90
4箇月15日以上5箇月未満	100分の80
4箇月以上4箇月15日未満	100分の70
3箇月15日以上4箇月未満	100分の60
3箇月以上3箇月15日未満	100分の50
2箇月15日以上3箇月未満	100分の40
2箇月以上2箇月15日未満	100分の30
1箇月15日以上2箇月未満	100分の20
1箇月以上1箇月15日未満	100分の15
15日以上1箇月未満	100分の10
15日未満	100分の5
零	零

3 再雇用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の106.25」とあるのは、「100分の51.25」とする

4 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれの基準日現在において職員が受けるべき給料、給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

5 前条第4項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。

(休職者の給与)

第18条 職員が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、公傷休暇とされたときは、その休暇の期間中これに給与の全額を支給する。

2 職員が前項以外の傷病により休職とされたときは、その期間が満1年に達するまでは、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当(※附則で「期末手当及び特例一時金」と読み替える。)のそれぞれ100分の80を支給することができる。

(給与の減額)

第19条 職員が勤務しないとき(細則で定める超過勤務時間の振替に係る期間を含む。)は、その勤務しないことにつき特に承認があった場合を除くほか、その勤務しない1時間につき、第15条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額した給与を支給する。

(臨時的任用の職員等の給与)

第20条 臨時的任用の職員及び嘱託職員の給与については、別に定める。

(この規程の施行に関し必要な事項)

第21条 この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成5年4月1日から施行する。  
(旧規程の廃止)
- 2 社会福祉法人春日市社会福祉協議会職員給与規程(昭和51年10月1日施行)は、廃止する。  
(期末手当、勤勉手当に関する経過措置)
- 3 改正後の規定第16条第4項表中の職務の級に応じて定める割合については、施行日から平成6年3月31日までの間、「100分の5」を「100分の6」に読み替え、さらに同表に定める職務の級以外の級の職員について定める割合を100分の3として適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成5年4月1日から施行する。  
(期末手当に関する特例)
- 2 平成5年度に限り、改正後の職員給与規程第16条第2項の適用については同項中「100分の50」とあるのは「100分の40」と、「100分の200」とあるのは「100分の210」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成6年4月1日から施行する。  
(期末手当に関する特例)
- 2 平成6年度に限り、改正後の職員給与規程第16条第2項の適用については同項中「100分の50」とあるのは「100分の40」と、「100分の190」とあるのは「100分の200」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成9年12月25日から施行し、平成9年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成11年2月26日から施行し、平成11年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成11年12月24日から施行し、平成11年4月1日から適用する。

(期末手当に関する特例)

- 2 平成11年度に限り、改正後の職員給与規程第16条第2項の適用については、同項中「100分の50」とあるのは「100分の25」と、「100分の165」とあるのは「100分の190」とする。

3 同項の規定により平成12年3月に支給されることとなる期末手当の額が第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得られる額より低い額となる職員に対して同月に支給する期末手当の額は、前項の規定にかかわらず、当該控除して得られる額に相当する額とする。

(1) 前項の規定を適用しないものとした場合において改正後の職員給与規程第16条第2項の規定により平成12年3月に支給されることとなる期末手当の額

(2) 平成11年12月に支給された期末手当の額に190分の25を乗じて得た額

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成12年3月29日から施行し、平成12年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成12年12月26日から施行し、平成12年4月1日から適用する。

(期末手当等の額の特例)

2 平成12年12月に改正前の本会職員給与規程（以下「改正前の規程」という。）第16条の規定に基づいて支給された職員の期末手当の額が、改正後の規程第16条の規定に基づいてその職員が同月に支給されることとなる期末手当の額を超えるときは、同月に支給されるべきその職員の期末手当の額は、その差額（以下「12月期末手当差額」という。）を同条の規定に基づいて支給されることとなる期末手当の額に加算した額とし、平成12年12月に改正前の規程第17条の規定に基づいて支給されたその職員の勤勉手当の額が、改正後の規程第17条の規定に基づいてその職員が同月に支給されることとなる勤勉手当の額を超えるときは、同月に支給されるべきその職員の勤勉手当の額は、その差額（以下「12月勤勉手当差額」という。）を同条の規定に基づいて支給されることとなる勤勉手当の額に加算した額とし、平成13年3月に支給されるべきその職員の期末手当の額は、改正後の規程第16条の規定に基づいてその職員が支給されることとなる期末手当の額からその額を超えない範囲内で12月期末手当差額と12月勤勉手当差額の合計額を控除した額とする。

(給与の内払)

3 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成13年12月27日から施行し、平成13年4月1日から適用する。

(期末手当の額の特例)

2 平成13年12月に改正前の本会職員給与規程第16条の規定に基づいて支給された職員の期末手当の額が、改正後の規程第16条の規定に基づいてその者が同月に支給されることとなる期末手当の額を超えるときは、同月に支給されるべきその者の期末手当の額は、その差額（以下「12月期末手当差額」という。）を同条の規定に基づいて支給されることとなる期末手当の額に加算した額とし、平成14年3月に支給されるべきその者の期末手当の額は、同条の規定に基づいてその者が支給されることとなる期末手当の額からその額を超えない範囲内で12月期末手当差額を控除した額とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成15年1月1日から施行する。ただし、第2条並びに附則第3項の規定は、平成15年4月1日から施行する。

(平成15年3月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 2 平成15年3月に支給する期末手当の額は、第1条の規定による改正後の春日市社会福祉協議会職員給与規程（以下この項において「改正後の規程」という。）第16条第2項から第4項まで又は第18条第1項及び第2項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を減じた額に相当する額を減じた額（同号に掲げる額が第1号に掲げる額を超える場合には、その超える額に相当する額を基準額に加えた額）とする。この場合において、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を減じた額が基準額以上となるときは、期末手当は支給しない。

(1) 平成14年4月1日から施行日の前日まで引き続き在職した期間（次号において「継続在職期間」という。）について支給される給与のうち、給料及び扶養手当並びにこれらの額の

改定により額が変動することとなる給与（次号において「給与等」という。）の額の合計額

(2) 継続在職期間について改正後の規程の規定による給料月額及び改正後の規程の規定による扶養手当の額により算定した場合の給料等の額の合計額

(平成15年6月に支給する期末手当に関する経過措置)

- 3 平成15年6月に支給する期末手当に関する第2条の規定による改正後の春日市社会福祉協議会職員給与規程第16条第2項の規定の適用については、同項中「6箇月以内」とあるのは「3箇月以内」と、同項第1号中「6箇月」とあるのは「3箇月」と、同項第2号中「5箇月以上6箇月未満」とあるのは「2箇月15日以上3箇月未満」と、同項第3号中「3箇月以上5箇月未満」とあるのは「1箇月15日以上2箇月15日未満」と、同項第4号中「3箇月未満」とあるのは「1箇月15日未満」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成15年12月1日から施行する。ただし、第1条中第12条第2項第2号第13条第2項第2号及び別表第6の改正規定は平成16年1月1日から、第2条の規定は、平成16年4月1日から施行する。

(平成15年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 2 平成15年12月に支給する期末手当の額は、第1条の規定による改正後の本会職員給与規程第16条第2項から第4項まで又は第18条第1項及び第2項までの規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下「基準額」という。）から、平成15年4月1日（同月2日から同年12月1日までの間に新たに職員となった者にとっては、新たに職員と

なった日)において職員が受けるべき給料月額に100分の1.07を乗じて得た額に、同年4月から施行日の属する月の前月までの月数(同年4月1日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間その他の会長が定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して会長が定める月数を減じた月数)を乗じて得た額(以下「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は支給しない。

(委任)

3 この規程の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成17年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成18年4月1日から施行する。

(平成17年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

2 平成17年12月に支給する期末手当の額は、第1条の規定による改正後の本会給与規程第16条第2項から第4項まで又は第18条第1項及び第2項までの規定にかかわらず、これらの規定より算定される期末手当の額(以下「基準額」という。)から次に掲げる額の合計額(以下「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は支給しない。

(1) 平成17年4月1日(同月2日から施行日までの間に新たに職員となった者にあつては、その新に職員となった日)において職員が受けるべき給料、管理職手当、扶養手当、調整手当及び住宅手当の月額の合計額に100分の0.36を乗じて得た額に、同年4月から施行日の属する月の前月までの月数(同年4月1日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間その他の会長が定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して会長が定める月数を減じた月数)を乗じて得た額

(2) 平成17年6月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.36を乗じて得た額

(委任)

3 この規程の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成18年4月17日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

(特定の職務の級の切替え)

第2条 平成18年4月1日(以下「切替日」という。)の前日においてその者が属していた職務の級(以下「旧級」という。)が附則別表第1に掲げられている職務の級であった職員の切替日における職務の級(以下「新級」という。)は、旧級に対応する同表の新級欄に定める職務の級とする。

(号給の切替え)

第3条 切替日の前日において社会福祉法人春日市社会福祉協議会職員給与規程(以下「給与規程」という。)別表第1の給料表(以下「給料表」という。)の適用を受けていた職員の切替日における号給(以下「新号給」という。)は、旧級、切替日の前日においてその者が受けて

いた号給（以下「旧号給」という。）及びその者が旧号給を受けていた期間に応じて附則別表第2に定める号給とする。

（切替日前の異動者の号給の調整）

第4条 切替日前に職務の級を異にして異動した職員の新号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、会長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（職員が受けていた号給等の基礎）

第5条 附則第2条から前条までの規定の適用については、これらの規定に規定する職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額、改正前の給与規程及びこれに基づく細則の規定に従って定められたものでなければならない。

（給料の切替えに伴う経過措置）

第6条 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額（職員給与規程の一部を改正する規程（平成21年11月30日一部改正。第1号において「平成21年改正規程」という。）の施行の日において次の各号に掲げる職員である者にあつては、当該給料月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に達しないこととなるものには、給料月額のほか、その差額に相当する額（職員給与規程附則第1項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあつては、当該額に100分の98.5を乗じて得た額）を給料として支給する。

(1) 平成21年改正規程附則第2項第1号に規定する減額改定対象職員 100分の99.1

(2) 前号に掲げる職員以外の職員 100分の99.34

2 切替日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前項の規定による給料を支給される職員との均衡上必要があると認められるときは、当該職員には、細則の定めるところにより、前項の規定に準じて、給料を支給する。

（平成19年1月1日における職員の昇給の号給数等）

第7条 平成19年1月1日において、職員を職員給与規程第6条第1項の規定による昇給させる場合の号給数は、職員給与規程第6条第2項及び第7項の規定による号給数に相当する数に平成18年4月1日（同日後に新たに職員となった職員については、新たに職員となった日）から昇給の日の前日までの期間の月数（1月未満の月数があるときは、これを1月とする。）を12月で除した数を乗じて得た数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に相当する号給数とする。この場合において、この条の規定による号給数が0となる職員については、昇給を行わない。

（委任）

第8条 附則第2条から前条まで定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、平成19年12月25日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

（平成19年4月1日から施行日の前日までの間における異動者の号給）

2 平成19年4月1日～この規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間にお

いて、第1条の規定による改正前の職員の給与に関する規程（以下「改正前の規程」という。）により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員およびその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員のうち、会長の定める職員の、改正後の規定による当該適用又は異動の日の号給は、会長の定めるところによる。

（施行日から平成20年3月31日までの間における異動者の号給の調整）

- 3 施行日から平成20年3月31日までの間において、改正後の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給については、当該適用又は移動の日について、まず改正前の規定が適用され、ついで当該適用又は移動の日から改正後の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、会長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（給与の内払）

- 4 改正後の規定を適用する場合においては、改正前の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与による内払とみなす。

（委任）

- 5 前3項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

（施行期日）

この規程は、平成21年3月26日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

（平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する特例措置）

- 1 平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する第16条第2項並びに第17条第2項の適用については、第16条第2項中「100分の140」とあるのは「100分の125」と、第17条第2項中「100分の75」とあるのは「100分の70」とする。

附 則

この規程は、平成21年5月30日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年12月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第2条の規定は、平成22年4月1日から施行する。

（平成21年12月に支給する期末手当に関する特例措置）

- 2 平成21年12月に支給する期末手当の額は、第1条の規定による改正後の職員給与規程（以下「改正後の規程」という。）第16条第2項から第4項まで若しくは第18条第1項から第2項までの規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

- (1) 平成21年4月1日（同月2日から同年12月1日までの間に職員以外の者又は職務の級及び号給がそれぞれ次の表の職務の級欄及び号給欄に掲げるものである職員）から当該職員以外の職員（以下この項において「減額改定対象職員」という。）となった者（同年4月1日に減額改定対象職員であった者で任用の事情を考慮して会長が定めるものを除く。）にあっては、その減額改定対象職員となった日（当該日が2以上あるときは、当該日のうち会長が定める日）において減額改定対象職員が受けるべき給料、管理職手当、扶養手当、地域手当

及び住居手当の月額合計額に100分の0.2を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間その他の会長が定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して会長が定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

職務の級	号給
1級	1号給から56号給まで
2級	1号給から24号給まで
3級	1号給から8号給まで

(2) 平成21年6月1日において減額改定対象職員であった者（任用の事情を考慮して会長が定める者を除く。）に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.2を乗じて得た額

（委任）

3 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

（55歳に達した職員の給与の減額）

1 平成30年3月31日までの間、職員（職員のうち、その職務の級が4級以上である者であってその号給がその職務の級における最低の号給でないものに限る。以下この項及び次項において「特定職員」という。）に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

(1) 給料月額 当該特定職員の給料月額に100分の1.5を乗じて得た額（当該特定職員の給料月額に100分の98.5を乗じて得た額が、当該特定職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額に達しない場合（以下この項、附則第3項及び第4項において「最低号給に達しない場合」という。）にあっては、当該特定職員の給料月額から当該特定職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額を減じた額（以下この項及び附則第3項において「給料月額減額基礎額」という。）

(2) 地域手当 当該特定職員の給料月額に対する地域手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、給料月額減額基礎額に対する地域手当の月額）

(3) 期末手当 それぞれの基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額及びこれに対する地域手当の月額合計額（第16条第4項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する割合を乗じて得た額を加算した額）に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第2項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、100分の1.5を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、それぞれの基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額減額基礎額及びこれに対する

地域手当の月額合計額（同条第4項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する割合を乗じて得た額を加算した額）に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第2項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額）

- (4) 勤勉手当 それぞれの基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額及びこれに対する地域手当の月額合計額（第17条第4項において準用する第16条第4項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する割合を乗じて得た額を加算した額。附則第4項において「勤勉手当減額対象額」という。）に100分の1.5を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、それぞれの基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額合計額（同条第4項において準用する第16条第4項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する割合を乗じて得た額を加算した額。附則第4項において「勤勉手当減額基礎額」という。）
- (5) 第18条第1項及び第2項の規定により支給される給与 当該特定職員に適用される次に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 第18条第1項 前各号に定める額

イ 第18条第2項 第1号から第3号までに定める額に100分の80を乗じて得た額

- 2 前項に規定するもののほか、特定職員以外の者が月の初日以外の日に特定職員となった場合における同項の減ずる額の計算その他同項の規定の実施に関し必要な事項は、細則で定める。
- 3 附則第1項の規定により給与が減ぜられて支給される職員についての第14条及び第19条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、第15条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、給料月額及びこれに対する地域手当の月額合計額に1.2を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に5.2を乗じたもので除して得た額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、給料月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額合計額に1.2を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に5.2を乗じたもので除して得た額）に相当する額を減じた額とする。
- 4 附則第1項の規定が適用される間、第17条第2項に定める額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により算出した額から、同項に掲げる職員で附則第1項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に100分の1.0125を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額に100分の67.5を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、平成22年12月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第2条の規定は、平成23年4月1日から施行する。

（平成22年12月に支給する期末手当に関する特例措置）

- 2 平成22年12月に支給する期末手当の額は、第1条の規定による改正後の職員給与規程（以下「改正後の規程」という。）第16条第2項から第4項まで若しくは第18条第1項及び第2項又は附則第1項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」とい

う。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

- (1) 平成22年4月1日(同月2日から同年12月1日までの間に職員以外の者又は職務の級及び号給がそれぞれ次の表の職務の級欄及び号給欄に掲げるものである職員(改正後の規程附則第1項の規定が施行されていたとした場合においても同項の規定の適用を受けず、かつ、職員給与規程の一部を改正する規程(平成18年4月17日一部改正)附則第6条の規定の適用を受けない職員に限る。)からこれらの職員以外の職員(以下この項において「減額改定対象職員」という。)となった者(平成22年4月1日に減額改定対象職員となった日(当該日が2以上あるときは、当該日のうち会長が定める日))において減額改定対象職員が受けるべき給料、管理職手当、扶養手当、地域手当及び住居手当の月額合計額に100分の0.19を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数(同年4月1日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間その他の会長が定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して会長が定める月数を減じた月数)を乗じて得た額

職務の級	号給
1 級	1号給から93号給まで
2 級	1号給から64号給まで
3 級	1号給から48号給まで
4 級	1号給から32号給まで
5 級	1号給から24号給まで

- (2) 平成22年6月1日において減額改定対象職員であった者(任用の事情を考慮して会長が定める者を除く。)に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.19を乗じて得た額

(平成22年4月1日前に55歳に達した職員に関する読替え)

- 3 平成22年4月1日前に55歳に達した職員に対する改正後の規程附則第1項の規定の適用については、同項中「当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日」とあるのは、「職員給与規程の一部を改正する規程(平成22年11月30日一部改正の施行の日)」と、「55歳に達した日後における最初の4月1日後」とあるのは「同日後」とする。

(委任)

- 4 前2項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成23年12月1日(以下「施行日」という。)から施行する。  
(平成23年12月に支給する期末手当に関する特例措置)
- 2 平成23年12月に支給する期末手当の額は、第1条の規定による改正後の職員給与規程第16条第2項から第4項まで若しくは第18条第1項及び第2項又は附則第1項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から次に掲げる額の合計額(以下この項において「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。
  - (1) 平成23年4月1日(同月2日から同年12月1日までの間に職員以外の者又は職務の級及び号給がそれぞれ次の表の職務の級欄及び号給欄に掲げるものである職員(職員給与規程の一部を改正する規程(平成18年4月17日一部改正)附則第6条の規定の適用を受けない職員に限る。)からこれらの職員以外の職員(以下この項において「減額改定対象職員」という。)となった者(平成23年4月1日に減額改定対象職員であった者で任用の事情を考慮して会長が定める者を除く。)にあつては、その減額改定対象職員となった日(当該日が2以上あるときは、当該日のうち会長が定める日)において減額改定対象職員が受けるべき給料、管理職手当、扶養手当、地域手当及び住居手当の月額合計額に100分の0.23を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数(同年4月1日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間その他の会長が定める期間がある職員にあつては、当該月数から当該期間を考慮して会長が定める月数を減じた月数)を乗じて得た額

職務の級	号給
1 級	1号給から93号給まで
2 級	1号給から76号給まで
3 級	1号給から60号給まで
4 級	1号給から44号給まで
5 級	1号給から36号給まで

- (2) 平成23年6月1日において減額改定対象職員であった者(任用の事情を考慮して会長が定める者を除く。)に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.23を乗じて得た額

(委任)

- 3 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成26年12月22日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の職員給与規程（以下「改正後の規程」という。）別表第1の規定は平成26年4月1日から、改正後の規程第17条第2項の規定は同年12月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の規程の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

- 4 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。ただし、住宅手当の改正規定は、平成28年4月1日から、別表第6の改正規定は、平成29年4月1日から施行する。

(給料の切り替えに伴う経過措置)

- 2 平成27年4月1日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるものには、平成30年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

(平成28年3月31日までの間における昇給に関する特例)

- 3 平成28年3月31日までの間における職員給与規程第6条第2項及び第7項の規定の適用については、同条第2項中「4号給」とあるのは「3号給」と、同条第7項中「2号給」とあるのは「1号給」とする。

(委任)

- 4 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成28年3月25日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の本会職員給与規程（以下「改正後の規程」という。）別表第1の規定は平成27年4月1日から、改正後の規程第17条第2項の規定は同年12月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の規程の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の本会職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

- 4 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

1 この規程は、平成28年12月22日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第2条(次号に掲げる改正規定を除く。)及び附則第4項の規定 平成29年4月1日

(2) 第3条の規定 平成29年4月1日

(3) 第2条中第10条第3項の改正規定(「に該当する扶養親族については13,000円、同項」を「及び」に改める部分に限る。) 平成30年4月1日

2 第1条の規定による改正後の本会職員給与規程(以下「改正後の規程」という。)別表第1の規定は平成28年4月1日から、改正後の規程第17条第2項の規定は同年12月1日から適用する。

(給与の内払)

3 改正後の規程の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の本会職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

(扶養手当に関する経過措置)

4 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間における第2条の規定(第10条第3項の改正規定中「に該当する扶養親族については13,000円、同項」を「及び」に改める部分を除く。)による改正後の本会職員給与規程第10条第3項の規定の適用については、同項中「同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円、同項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき10,000円」とあるのは、「同項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき8,000円とする。

(委任)

5 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

1 この規程は、平成29年12月20日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成30年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の本会職員給与規程(以下「改正後の規程」という。)別表第1の規定は平成29年4月1日から、改正後の規程第17条第2項の規定は同年12月1日から適用する。

(給与の内払)

3 改正後の規程の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の本会職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

4 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

1 この規程は、平成30年12月18日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成31年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の本会職員給与規程(以下「改正後の規程」という。)別表第1の規定は平成30年4月1日から、改正後の規程第17条第2項の規定は同年12月1日から

適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の規程の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の本会職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

- 4 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規程中第1条の規定は令和2年12月1日から、第2条の規定は令和3年4月1日から施行する。

(委任)

- 2 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、令和4年12月12日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。

- 2 第1条の規定による改正後の本会職員給与規程（以下「改正後の規程」という。）別表第1の規定は令和4年4月1日から、改正後の規程第17条第2項の規定は同年12月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の規程の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の本会職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

- 4 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、令和5年12月14日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。

- 2 第1条の規定による改正後の本会職員給与規程（以下「改正後の規程」という。）第4条第3項中の次表及び別表第1の規定は令和5年4月1日から、改正後の規程第16条第2項及び同条第3項、同規程第17条第2項及び同第3項の規定は同年12月1日から適用する。

- 3 定年相当年齢引き上げ等に該当する職員で、改正後の規程第4条第3項中の次表に定める額が年齢60歳に達した以後における最初の3月に受けていた給料月額 $\times$ 100分の70を乗じて得た額に達しないこととなるものには、その差額に相当する額(定年前手当)を支給する。

(給与の内払)

- 4 改正後の規程の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の本会職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

- 5 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年8月9日から施行し、令和6年6月1日から適用する。

(施行期日等)

- 1 この規程は、令和7年3月14日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の本会職員給与規程（以下「改正後の規程」という。）第4条第3項中の次表及び別表第1の規定は令和6年4月1日から、改正後の規程第16条第2項及び同条第3項、同規程第17条第2項及び同第3項の規定は同年12月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の規程の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の本会職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

- 4 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。

(号給の切替え)

- 2 令和7年4月1日(以下「切替日」という。)の前日において本会職員給与規程(以下「給与規程」という。)別表第1の給料表(以下「給料表」という。)の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったものの切替日における号給(次項及び同表において「新号給」という。)は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号級(同表において「旧号給」という。)に応じて同表に定める号給とする。

(扶養手当に関する経過措置)

- 3 切替日から令和8年3月31日までの間における改正後の給与規程第10条の規定の適用については、同条第2項中「(5) 重度心身障害者」とあるのは

「(5) 重度心身障害者

(6) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)」

と、第3項中「13,000円」とあるのは「11,500円」と、「とする」とあるのは「、同項第6号に該当する扶養親族については3,000円とする」とする。

(委任)

- 4 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(施行期日等)

- 1 この規程は、令和8年3月13日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の本会職員給与規程（以下「改正後の規程」という。）第4条第3項中の次表及び別表第1の規定は令和7年4月1日から、改正後の規程第16条第2項

及び同条第3項、同規程第17条第2項及び同第3項の規定は同年12月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の規程の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の本会職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

- 4 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

附則別表第1（附則第2条関係）

職務の級の切替表

旧 級	新 級
1 級	1 級
2 級	
3 級	2 級
4 級	3 級
5 級	
6 級	4 級
7 級	5 級

附則別表第2（附則第3条関係）

号給の切替表

旧号給		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
1	3月未満		21	1	1	5	1	1
	3月以上6月未満		22	2	1	6	1	1
	6月以上9月未満		23	3	1	7	1	1
	9月以上12月未満		24	4	1	8	1	1
	12月以上		25	5	1	9	1	1
2	3月未満	1	25	5	1	9	1	1
	3月以上6月未満	2	26	6	2	10	1	1
	6月以上9月未満	3	27	7	3	11	1	1
	9月以上12月未満	4	28	8	4	12	1	1
	12月以上	5	29	9	5	13	1	1
3	3月未満	5	29	9	5	13	1	1
	3月以上6月未満	6	30	10	6	14	2	1
	6月以上9月未満	7	31	11	7	15	3	1
	9月以上12月未満	8	32	12	8	16	4	1
	12月以上	9	33	13	9	17	5	1
4	3月未満	9	33	13	9	17	5	1
	3月以上6月未満	10	34	14	10	18	6	2
	6月以上9月未満	11	35	15	11	19	7	3
	9月以上12月未満	12	36	16	12	20	8	4
	12月以上	13	37	17	13	21	9	5
5	3月未満	13	37	17	13	21	9	5

	3 月以上 6 月未滿	14	38	18	14	22	10	6
	6 月以上 9 月未滿	15	39	19	15	23	11	7
	9 月以上 12 月未滿	16	40	20	16	24	12	8
	12 月以上	17	41	21	17	25	13	9
6	3 月未滿	17	41	21	17	25	13	9
	3 月以上 6 月未滿	18	42	22	18	26	14	10
	6 月以上 9 月未滿	19	43	23	19	27	15	11
	9 月以上 12 月未滿	20	44	24	20	28	16	12
	12 月以上	21	45	25	21	29	17	13
7	3 月未滿	21	45	25	21	29	17	13
	3 月以上 6 月未滿	22	46	26	22	30	18	14
	6 月以上 9 月未滿	23	47	27	23	31	19	15
	9 月以上 12 月未滿	24	48	28	24	32	20	16
	12 月以上	25	49	29	25	33	21	17
8	3 月未滿	25	49	29	25	33	21	17
	3 月以上 6 月未滿	26	50	30	26	34	22	18
	6 月以上 9 月未滿	27	51	31	27	35	23	19
	9 月以上 12 月未滿	28	52	32	28	36	24	20
	12 月以上	29	53	33	29	37	25	21
9	3 月未滿	29	53	33	29	37	25	21
	3 月以上 6 月未滿	29	54	34	30	38	26	22
	6 月以上 9 月未滿	30	55	35	31	39	27	23
	9 月以上 12 月未滿	30	56	36	32	40	28	24
	12 月以上	31	57	37	33	41	29	25
10	3 月未滿	31	57	37	33	41	29	25
	3 月以上 6 月未滿	31	58	38	34	42	30	26
	6 月以上 9 月未滿	32	59	39	35	43	31	27
	9 月以上 12 月未滿	32	60	40	36	44	32	28
	12 月以上	33	61	41	37	45	33	29
11	3 月未滿	33	61	41	37	45	33	29
	3 月以上 6 月未滿	33	62	42	38	46	34	30
	6 月以上 9 月未滿	33	63	43	39	47	35	31
	9 月以上 12 月未滿	34	64	44	40	48	36	32
	12 月以上	34	65	45	41	49	37	33
12	3 月未滿	34	65	45	41	49	37	33
	3 月以上 6 月未滿	34	66	46	42	50	38	34
	6 月以上 9 月未滿	35	67	47	43	51	39	35
	9 月以上 12 月未滿	35	68	48	44	52	40	36
	12 月以上	35	69	49	45	53	41	37

13	3月未滿	35	69	49	45	53	41	37
	3月以上6月未滿	36	70	50	46	54	42	38
	6月以上9月未滿	36	71	51	47	55	43	39
	9月以上12月未滿	36	72	52	48	56	44	40
	12月以上	37	73	53	49	57	45	41
14	3月未滿	37	73	53	49	57	45	41
	3月以上6月未滿	37	74	54	49	58	46	42
	6月以上9月未滿	37	75	55	50	59	47	43
	9月以上12月未滿	37	76	56	50	60	48	44
	12月以上	38	77	57	51	61	49	45
15	3月未滿	38	77	57	51	61	49	45
	3月以上6月未滿	38	78	58	51	62	50	46
	6月以上9月未滿	38	79	59	52	63	51	47
	9月以上12月未滿	38	80	60	52	64	52	48
	12月以上	39	81	61	53	65	53	49
16	3月未滿	39	81	61	53	65	53	49
	3月以上6月未滿	39	82	62	54	66	54	50
	6月以上9月未滿	39	83	63	55	67	55	51
	9月以上12月未滿	39	84	64	56	68	56	52
	12月以上	40	85	65	57	69	57	53
17	3月未滿		85	65	57	69	57	53
	3月以上6月未滿		86	66	57	70	58	54
	6月以上9月未滿		87	67	58	71	59	55
	9月以上12月未滿		88	68	58	72	60	56
	12月以上		89	69	59	73	61	57
18	3月未滿		89	69	59	73	61	57
	3月以上6月未滿		90	70	59	74	62	58
	6月以上9月未滿		91	71	60	75	63	59
	9月以上12月未滿		92	72	60	76	64	60
	12月以上		93	73	61	77	65	61
19	3月未滿		93	73	61	77	65	61
	3月以上6月未滿		93	74	61	78	66	62
	6月以上9月未滿		93	75	61	79	67	63
	9月以上12月未滿		93	76	61	80	68	64
	12月以上		93	77	62	81	69	65
20	3月未滿			77	62	81	69	65
	3月以上6月未滿			78	62	82	70	66
	6月以上9月未滿			79	63	83	71	67
	9月以上12月未滿			80	63	84	72	68

	12 月 以上			81	63	85	73	69
21	3 月 未 満			81	63	85	73	69
	3 月 以 上 6 月 未 満			82	64	86	74	70
	6 月 以 上 9 月 未 満			83	64	87	75	71
	9 月 以 上 12 月 未 満			84	64	88	76	72
	12 月 以 上			85	65	89	77	73
22	3 月 未 満			85	65	89	77	73
	3 月 以 上 6 月 未 満			86	65	90	78	74
	6 月 以 上 9 月 未 満			87	66	91	79	75
	9 月 以 上 12 月 未 満			88	66	92	80	76
	12 月 以 上			89	67	93	81	77
23	3 月 未 満			89	67	93	81	77
	3 月 以 上 6 月 未 満			90	67	94	82	78
	6 月 以 上 9 月 未 満			91	68	95	83	79
	9 月 以 上 12 月 未 満			92	68	96	84	80
	12 月 以 上			93	69	97	85	81
24	3 月 未 満			93	69	97	85	81
	3 月 以 上 6 月 未 満			94	70	98	86	82
	6 月 以 上 9 月 未 満			95	71	99	87	83
	9 月 以 上 12 月 未 満			96	72	100	88	84
	12 月 以 上			97	73	101	89	85
25	3 月 未 満			97	73	101	90	85
	3 月 以 上 6 月 未 満			98	73	102	91	86
	6 月 以 上 9 月 未 満			99	74	103	92	87
	9 月 以 上 12 月 未 満			100	74	104	93	88
	12 月 以 上			101	75	105	93	89
26	3 月 未 満			101	75	105	94	
	3 月 以 上 6 月 未 満			102	75	106	95	
	6 月 以 上 9 月 未 満			103	76	107	96	
	9 月 以 上 12 月 未 満			104	76	108	97	
	12 月 以 上			105	77	109	97	
27	3 月 未 満			105	77		98	
	3 月 以 上 6 月 未 満			106	78		99	
	6 月 以 上 9 月 未 満			107	79		100	
	9 月 以 上 12 月 未 満			108	80		101	
	12 月 以 上			109	81		101	
28	3 月 未 満			109	81		102	
	3 月 以 上 6 月 未 満			110	82		103	
	6 月 以 上 9 月 未 満			111	83		104	

	9月以上 12月未満			112	84		105	
	12月以上			113	85			
29	3月未満			113				
	3月以上 6月未満			114				
	6月以上 9月未満			115				
	9月以上 12月未満			116				
	12月以上			117				
30	3月未満			117				
	3月以上 6月未満			118				
	6月以上 9月未満			119				
	9月以上 12月未満			120				
	12月以上			121				
31	3月未満			121				
	3月以上 6月未満			122				
	6月以上 9月未満			123				
	9月以上 12月未満			124				
	12月以上			125				
32	3月未満			125				
	3月以上 6月未満			125				
	6月以上 9月未満			125				
	9月以上 12月未満			125				
	12月以上			125				

附則別表（附則第2項関係）

号給の切替表

旧号給	3級	4級	5級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	2	1	1
7	3	1	1
8	4	1	1
9	5	1	1
10	6	2	2
11	7	3	3
12	8	4	4

13	9	5	5
14	10	6	6
15	11	7	7
16	12	8	8
17	13	9	9
18	14	10	10
19	15	11	11
20	16	12	12
21	17	13	13
22	18	14	14
23	19	15	15
24	20	16	16
25	21	17	17
26	22	18	18
27	23	19	19
28	24	20	20
29	25	21	21
30	26	22	22
31	27	23	23
32	28	24	24
33	29	25	25
34	30	26	26
35	31	27	27
36	32	28	28
37	33	29	29
38	34	30	30
39	35	31	31
40	36	32	32
41	37	33	33
42	38	34	34
43	39	35	35
44	40	36	36
45	41	37	37
46	42	38	38
47	43	39	39
48	44	40	40
49	45	41	41
50	46	42	42
51	47	43	43

52	48	44	44
53	49	45	45
54	50	46	46
55	51	47	47
56	52	48	48
57	53	49	49
58	54	50	50
59	55	51	51
60	56	52	52
61	57	53	53
62	58	54	54
63	59	55	55
64	60	56	56
65	61	57	57
66	62	58	58
67	63	59	59
68	64	60	60
69	65	61	61
70	66	62	62
71	67	63	63
72	68	64	64
73	69	65	65
74	70	66	66
75	71	67	67
76	72	68	68
77	73	69	69
78	74	70	70
79	75	71	71
80	76	72	72
81	77	73	73
82	78	74	74
83	79	75	75
84	80	76	76
85	81	77	77
86	82	78	78
87	83	79	79
88	84	80	80
89	85	81	81
90	86	82	82

91	87	83	83
92	88	84	84
93	89	85	85
94	90	86	
95	91	87	
96	92	88	
97	93	89	
98	94	90	
99	95	91	
100	96	92	
101	97	93	
102	98	94	
103	99	95	
104	100	96	
105	101	97	
106	102		
107	103		
108	104		
109	105		
110	106		
111	107		
112	108		
113	109		

別表第1

## 給料表

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号給	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額
再雇用職 員以外の 職員		円	円	円	円	円	円
	1	195,800	242,000	276,300	309,800	332,600	366,800
	2	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500
	3	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100
	4	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700
	5	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300
	6	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100
	7	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600
	8	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200
	9	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500
	10	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100
	11	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	382,700
	12	211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	384,200
	13	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	386,100
	14	214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	388,000
	15	216,500	260,500	290,800	329,400	355,900	389,900
	16	218,200	261,700	292,000	331,000	357,400	391,700
	17	219,400	262,800	293,200	332,400	358,800	393,200
	18	221,000	263,900	294,500	334,100	360,500	395,000
	19	222,600	265,000	295,700	335,700	362,100	396,700
	20	224,100	266,100	296,900	337,300	363,700	398,300
	21	225,600	267,000	297,900	338,700	364,800	400,000
	22	227,200	268,000	299,100	340,400	366,300	401,400
	23	228,800	269,000	300,300	342,100	367,800	402,800
	24	230,400	270,000	301,600	343,700	369,300	404,200
	25	232,000	271,000	302,900	344,900	371,000	405,600
	26	233,700	271,900	303,900	346,800	372,800	406,800
	27	235,000	272,700	304,900	348,500	374,400	408,000
	28	236,300	273,600	305,900	350,100	376,100	409,000
	29	237,600	274,400	307,000	351,600	377,500	410,100
	30	238,700	275,200	308,200	353,200	378,800	411,300
	31	239,800	276,000	309,300	354,800	380,000	412,400
	32	240,900	276,700	310,500	356,400	381,400	413,500
	33	242,000	277,400	311,600	358,100	382,500	414,200
	34	242,900	278,200	312,900	359,900	383,400	414,900
	35	243,800	279,000	314,200	361,700	384,400	415,500
	36	244,800	279,600	315,500	363,500	385,400	416,200
	37	245,800	280,300	316,700	365,000	386,200	416,800
	38	246,700	281,100	318,000	366,400	387,100	417,400
	39	247,600	281,800	319,300	367,800	388,000	417,900
	40	248,400	282,500	320,600	369,200	388,800	418,300
	41	249,200	283,200	321,900	370,700	389,600	418,700
	42	249,900	283,900	323,100	371,500	390,400	418,900
	43	250,500	284,600	324,400	372,400	391,200	419,200
	44	251,100	285,300	325,500	373,400	391,900	419,500
	45	251,800	286,000	326,400	374,300	392,600	419,800
	46	252,400	286,600	327,700	375,400	393,300	420,100
	47	253,000	287,300	329,000	376,300	394,000	420,400
	48	253,600	287,900	330,300	377,300	394,700	420,700
	49	254,100	288,600	331,400	378,200	395,200	420,900
50	254,700	289,200	332,700	378,900	395,800	421,200	

51	255,300	289,900	333,900	379,600	396,400	421,400
52	255,800	290,600	335,100	380,200	397,100	421,700
53	256,200	291,100	336,400	380,600	397,500	421,900
54	256,600	291,700	337,400	381,200	398,100	422,200
55	256,900	292,300	338,500	381,800	398,700	422,500
56	257,200	293,000	339,600	382,500	399,200	422,800
57	257,500	293,600	340,300	382,800	399,600	423,000
58	257,800	294,200	341,200	383,500	400,200	423,300
59	258,100	294,800	341,900	384,200	400,800	423,600
60	258,400	295,500	342,700	384,800	401,300	423,800
61	258,700	296,100	343,500	385,100	401,700	424,000
62	259,000	296,700	343,900	385,600	402,200	424,300
63	259,300	297,200	344,400	386,200	402,700	424,600
64	259,600	297,700	345,100	386,800	403,300	424,800
65	259,900	298,200	345,900	387,100	403,600	425,000
66	260,200	298,800	346,600	387,700	404,000	425,300
67	260,500	299,300	347,300	388,400	404,300	425,600
68	260,800	299,900	347,900	389,000	404,700	425,800
69	261,100	300,300	348,400	389,400	405,000	426,000
70	261,400	300,800	349,000	389,900	405,300	426,300
71	261,700	301,300	349,500	390,500	405,600	426,600
72	262,000	301,900	350,100	391,000	405,800	426,800
73	262,300	302,400	350,400	391,500	406,000	427,000
74	262,600	302,800	350,900	392,100	406,300	
75	262,900	303,100	351,200	392,500	406,600	
76	263,200	303,400	351,600	392,800	406,800	
77	263,500	303,600	352,000	393,200	407,000	
78	263,800	303,900	352,500	393,700	407,300	
79	264,100	304,100	353,000	394,100	407,600	
80	264,400	304,400	353,500	394,500	407,800	
81	264,700	304,600	353,800	394,900	408,000	
82	265,000	304,800	354,200	395,400	408,300	
83	265,300	305,100	354,600	395,800	408,600	
84	265,600	305,300	355,000	396,200	408,800	
85	265,900	305,600	355,300	396,500	409,000	
86	266,200	305,800	355,700			
87	266,500	306,100	356,100			
88	266,800	306,400	356,500			
89	267,100	306,700	356,700			
90	267,400	307,000	357,100			
91	267,700	307,300	357,500			
92	268,000	307,600	357,900			
93	268,300	307,800	358,100			
94		308,000	358,400			
95		308,300	358,800			
96		308,700	359,100			
97		308,900	359,400			
98		309,200	359,800			
99		309,500	360,200			
100		309,900	360,600			
101		310,100	361,100			
102		310,400	361,500			
103		310,700	361,900			
104		311,000	362,300			
105		311,200	362,800			
106		311,500	363,200			
107		311,800	363,500			
108		312,100	363,800			
109		312,300	364,200			
110		312,600				
111		313,000				

	112		313,300				
	113		313,500				
	114		313,700				
	115		314,000				
	116		314,400				
	117		314,600				
	118		314,800				
	119		315,100				
	120		315,400				
	121		315,700				
	122		315,900				
	123		316,200				
	124		316,500				
	125		316,800				
再雇用職員		200,300	227,800	269,500	290,100	305,700	331,900

別表第2

給料表級別職務分類表

職務の級	職 務
6 級	事務局長の職務
5 級	課長・主幹の職務
4 級	係長の職務
3 級	主査の職務、特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事の職務
2 級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事の職務
1 級	定型的な又は相当な知識や経験を必要とする業務を行う主事の職務

別表第3

給料表初任給基準表

学歴免許等	初 任 給
大 学 卒	1 級 25 号 給
短 大 卒	1 級 17 号 給
高 校 卒	1 級 9 号 給

別表第4

給料表級別資格基準表

学歴免許等	職務の級		
	1 級	2 級	3 級
大 学 卒		2	4
		2	6
短 大 卒		4	4
	0	4	8
高 校 卒		6	4
	0	6	10

別表第5

給料表昇格時号給対応表

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇 格 後 の 号 給				
	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1

8	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1
10	1	1	1	2	1
11	1	1	1	3	1
12	1	1	1	4	1
13	1	1	1	5	1
14	1	1	1	6	2
15	1	1	1	7	3
16	1	1	1	8	4
17	1	1	1	9	5
18	1	1	1	10	6
19	1	1	1	11	7
20	1	1	1	12	8
21	1	1	1	13	9
22	1	2	2	14	10
23	1	3	3	15	11
24	1	4	4	16	12
25	1	5	5	17	13
26	1	6	6	18	14
27	1	7	7	19	15
28	1	8	8	20	16
29	1	9	9	21	17
30	1	10	10	22	18
31	1	11	11	23	19
32	1	12	12	24	20

33	1	13	13	25	21
34	2	14	14	26	22
35	3	15	15	27	23
36	4	16	16	28	24
37	5	17	17	29	25
38	6	18	18	30	26
39	7	19	19	31	27
40	8	20	20	32	28
41	9	21	21	33	29
42	10	22	22	34	29
43	11	23	23	35	30
44	12	24	24	36	30
45	13	25	25	37	31
46	14	26	26	38	31
47	15	27	27	39	32
48	16	28	28	40	32
49	17	29	29	41	33
50	18	30	30	42	33
51	19	31	31	43	34
52	20	32	32	44	34
53	21	33	33	45	35
54	21	33	34	46	35
55	22	34	35	47	36
56	22	34	36	48	36
57	23	35	37	49	37

58	23	35	37	50	37
59	24	36	37	51	38
60	24	36	38	52	38
61	25	37	38	53	38
62	25	38	38	54	38
63	26	39	39	55	38
64	26	40	39	56	38
65	27	41	39	57	38
66	27	41	40	58	38
67	28	42	40	59	38
68	28	42	40	60	38
69	29	43	41	60	39
70	29	43	41	60	39
71	29	44	41	60	39
72	30	44	42	60	39
73	30	45	42	61	39
74	30	45	42	61	39
75	31	45	43	61	39
76	31	45	43	61	39
77	31	45	43	61	39
78	32	46	44	62	39
79	32	46	44	62	39
80	32	46	44	62	39
81	33	46	45	63	40
82	33	46	45	64	40

83	33	47	45	65	40
84	34	47	45	66	40
85	34	47	46	67	41
86	34	47	46	67	
87	35	47	46	68	
88	35	48	46	68	
89	35	48	47	69	
90	36	48	47	70	
91	36	48	47	71	
92	36	48	47	72	
93	37	49	47	73	
94		49	47	73	
95		49	47	74	
96		49	48	74	
97		49	48	75	
98		50	48		
99		50	48		
100		50	48		
101		50	48		
102		50	48		
103		51	49		
104		51	49		
105		51	49		
106		51	49		
107		51	49		

108		52	49		
109		52	49		
110		52			
111		52			
112		52			
113		52			
114		52			
115		52			
116		52			
117		53			
118		53			
119		53			
120		53			
121		53			
122		53			
123		53			
124		53			
125		53			

別表第6

自動車等の使用距離（片道）		額
キロメートル以上	キロメートル未満	
2	3	4,000円
3	4	5,200円
4	5	6,400円
5	7	8,000円
7	9	10,000円
9	11	11,600円
11	15	13,200円
15	20	15,600円
20	25	18,000円
25	30	20,400円
30	35	22,800円
35	40	25,200円
40		27,600円